

様式第 39 の 3 (第 47 条の 2 関係)

災害時連携計画変更届出書

2024 年 7 月 16 日

経済産業大臣 殿

北海道札幌市中央区大通東 1 丁目 2 番地
北海道電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長 細野 一広

宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号
東北電力ネットワーク株式会社
取締役社長 坂本 光弘

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
東京電力パワーグリッド株式会社
代表取締役社長
社長執行役員 金子 禎則

愛知県名古屋市東区東新町1番地
中部電力パワーグリッド株式会社
代表取締役
社長執行役員 清水 隆一

富山県富山市牛島町15番1号
北陸電力送配電株式会社
代表取締役社長 棚田 一也

大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号
関西電力送配電株式会社
代表取締役社長 白銀 隆之

広島県広島市中区小町4番33号
中国電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長 長谷川 宏之

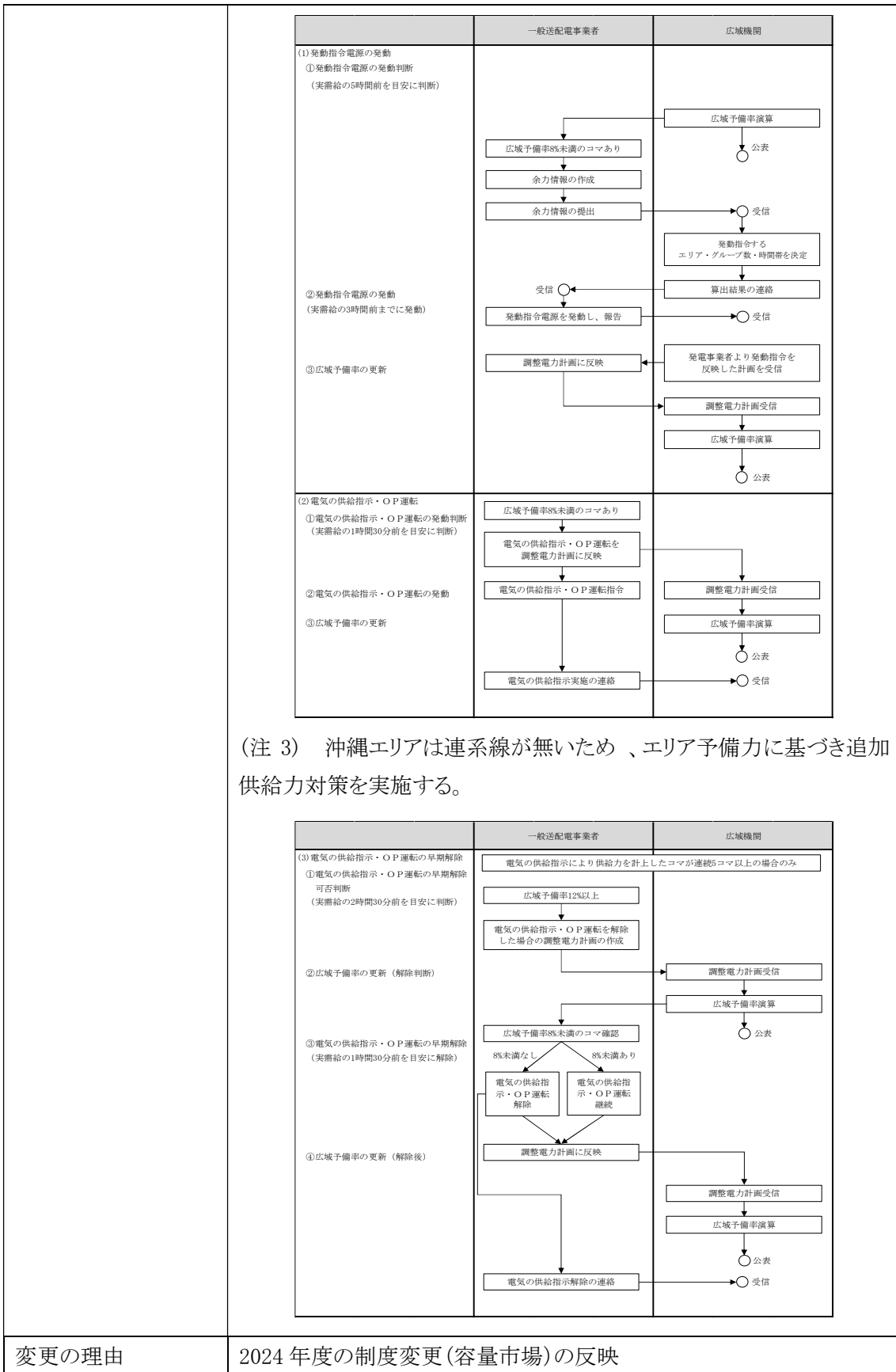
香川県高松市丸の内2番5号
四国電力送配電株式会社
代表取締役社長
社長執行役員 横井 郁夫

福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力送配電株式会社
代表取締役社長 今村 弘

沖縄県浦添市牧港五丁目2番1号
沖縄電力株式会社
代表取締役社長
社長執行役員 本永 浩之

電気事業法第33条の2第1項前段の規定による災害時連携計画を変更したので、電気事業法第33条の2第1項後段の規定により届け出ます。

<p>変更事項</p>	<p>別添9 I. 需給ひっ迫時の需給状況の改善に関する手順 3. 追加供給力対策の発動手順</p>
<p>変更前</p>	<p>需給ひっ迫時の需給状況改善のための追加供給力対策発動に関する各一般送配電事業者および広域機関間の連携等について基本的な考え方を定める。(注3)</p> <div data-bbox="593 660 1278 1541" data-label="Diagram"> </div> <p>(注3) 沖縄エリアは連系線が無い、エリア予備率に基づき追加供給力対策を実施する。</p>
<p>変更後</p>	<p>需給ひっ迫時の需給状況改善のための追加供給力対策発動に関する各一般送配電事業者および広域機関間の連携等について基本的な考え方を定める。(注3)</p>



(注 3) 沖縄エリアは連系線が無い場合、エリア予備力に基づき追加供給力対策を実施する。

変更事項	別添 9 I . 需給ひっ迫時の需給状況の改善に関する手順 3. 追加供給力対策の発動手順
変更前	<p>(1) 電源 I' の部分発動</p> <p>① 電源 I' の発動グループ作成 一般送配電事業者は、あらかじめ調達した電源 I' について、kWh 価格の差が小さくなるような 2 グループを構成する。</p> <p>② 電源 I' (1 グループ目) の発動判断(実需給の 3 時間 30 分前まで) 広域予備率が 8%を下回る場合、当該広域ブロック内の全エリアの一般送配電事業者は電源 I' (1 グループ目) の発動を実需給の 3 時間 30 分前までに判断する。なお、発動対象となるグループは輪番制とする。</p> <p>③ 電源 I' (1 グループ目) の発動 電源 I' (1 グループ目) の発動を決定した場合、各一般送配電事業者は発動量を次の調整電力計画送信の際に反映する。各一般送配電事業者は、電源 I' (広域調達分を除く) の発動時間帯と発動量を広域機関に電話にて報告する。</p> <p>④ 広域予備率の更新 一般送配電事業者は、広域機関システムにて演算された広域予備率を受信する(自動処理)。</p> <p>②' 電源 I' (2 グループ目) の発動判断(実需給の 3 時間前まで) 広域予備率が 8%を下回る場合、当該広域ブロック内の全エリアの一般送配電事業者は電源 I' (2 グループ目) の発動を実需給の 3 時間前までに判断する。</p> <p>③' 電源 I' (2 グループ目) の発動 電源 I' (2 グループ目) の発動を決定した場合、各一般送配電事業者は発動量を次の調整電力計画送信の際に反映する。各一般送配電事業者は、電源 I' (広域調達分を除く) の発動時間帯と発動量を広域機関に電話にて報告する。</p> <p>④' 広域予備率の更新 一般送配電事業者は、広域機関システムにて演算された広域予備率を受信する(自動処理)。</p> <p>(注意事項) 電源 I' の広域的調達分については、各一般送配電事業者による電源 I' 発動後、属地エリアの調整力として、広域需給調整</p>

	<p>により空容量の範囲内で送電。</p> <p>(2)電源ⅡOP運転 一般送配電事業者は、電源Ⅰ'部分発動と同様、広域予備率8%を下回るおそれがある場合には、8%を上回るように電源ⅡOP運転を実施する。</p>
<p>変更後</p>	<p>(1) 発動指令電源の発動 一般送配電事業者は、容量市場で全国一括確保した発動指令電源について、各グループの発動量等が可能な範囲で同等となるような構成で2グループを作成する。</p> <p>①発動指令電源の発動判断(実需給の5時間前を目安に判断) 広域予備率が8%未満となる場合、当該広域ブロック内の全エリアの一般送配電事業者は実需給の5時間前時点の発電事業者計画を用い発動指令電源の余力情報を作成し、広域機関に提出する。その後、広域機関から発動指令を行うエリア・グループ数および時間帯の連絡を受ける。</p> <p>②発動指令電源の発動(実需給の3時間前まで) 広域機関が選定した発動指令電源のグループを有する当該広域ブロック内の一般送配電事業者は、実需給の3時間前までに発動指令電源の発動を指令し、発動が完了したことを広域機関に報告する。</p> <p>③広域予備率の更新 一般送配電事業者は、発動指令を受けた各発電事業者が提出した発電計画・需要抑制計画を広域機関から受信し、調整電力計画に反映する。その後、広域機関が算出した広域予備率を受信する(自動処理)。</p> <p>(2)電気の供給指示・OP運転 ①電気の供給指示・OP運転の発動判断(実需給の1時間30分前を目安に判断) 実需給の1時間30分前の広域予備率が8%未満となった場合、当該広域ブロック内の全一般送配電事業者は、発電事業者に対しGC以降に電気の供給指示およびOP運転の発動を判断する。</p> <p>②電気の供給指示・OP運転の発動(GC後) 当該広域ブロック内の全一般送配電事業者は、原則、広域予備率8%未満の連続コマの最初のコマのGC直後に一斉指令し、電気の供給指示後速やかに広域機関に電気の供給指示実施を報告する。</p>

③広域予備率の更新

広域予備率 8%未満の同一広域ブロック内の全一般送配電事業者は、発動判断後、調整電力計画に電気の供給指示・OP運転を反映する。その後、広域機関が算出した広域予備率を受信する(自動処理)。

(3)電気の供給指示・OP運転の早期解除

電気の供給指示として供給力を計上したコマが 5 コマ以上連続の場合、かつ広域予備率が 8%以上に回復が見込まれる場合には電気の供給指示・OP運転の早期解除が可能となる。

①電気の供給指示・OP運転の早期解除可否判断(実需給の 2 時間 30 分前を目安に判断)

電気の供給指示を発動した一般送配電事業者は、実需給の 2 時間 30 分前の広域予備率が 12%以上の場合、電気の供給指示・OP運転の早期解除を判断する。

②広域予備率の更新(解除判断)

電気の供給指示を発動した一般送配電事業者は、広域予備率 12%以上かつその他需給上の懸念がなく早期解除可能と判断した場合、実需給の 2 時間前時点の発電事業者計画にもとづく調整電力計画から電気の供給指示・OP運転の供給力を控除し、広域機関に送信する。その後、広域機関が算出した広域予備率を受信する(自動処理)。

③電気の供給指示・OP運転の早期解除(実需給の 1 時間 30 分前を目安に解除)

電気の供給指示を発動した一般送配電事業者は、実需給の 1 時間 30 分前の広域予備率が 8%以上に回復する場合、電気の供給指示・OP運転を早期解除する。(8%未満の場合は電気の供給指示・OP運転は継続となるため、控除した供給力を再計上した調整電力計画を広域機関に送信する。)

電気の供給指示・OP運転を解除した一般送配電事業者は、解除後速やかに広域機関に電気の供給指示の解除を報告する。

④広域予備率の更新(解除後)

供給指示・OP運転を発動した一般送配電事業者は、実需給の 2 時間前時点の発電事業者計画にもとづく調整電力計画から供給指示・OP運転の供給力を控除し、広域機関に送信する。その後、広域機関が算出した広域予備率を受信する(自動処理)。

変更の理由	2024年度の制度変更(容量市場)の反映
-------	----------------------

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 必要に応じて、詳細資料を添付すること。